

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)
特許及び意匠に関するハラレ議定書 2018
ARIPO 管理委員会
2017 年 11 月 22 日改正

目次

- 第 1 条 概要
- 第 1 条の 2 1 又は 2 以上の締約国の指定を含む出願
- 第 2 条 出願の提出及び送付
- 第 2 条の 2 ARIPO 特許出願
- 第 3 条 特許
- 第 3 条の 2 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願
- 第 3 条の 3 実用新案
- 第 4 条 意匠
- 第 4 条の 2 審判部
- 第 5 条 規則
- 第 5 条の 2 権利の回復
- 第 5 条の 3 限定の請求 (付与後の訂正)
- 第 6 条 発効及び最終規定

第1条 概要

- (1) アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)は、その事務局(以下「事務局」という)を通して、当該議定書の規定に基づき、締約国に代わって特許を付与し、かつ、実用新案、及び、意匠を登録し、かつ、係る特許、実用新案及び意匠を管理する権限を有する。
- (2) この議定書の効力によって付与される特許又は登録される実用新案及び意匠は各々、ARIPO特許、ARIPO実用新案及びARIPO意匠と呼ばれるものとする。
- (3) ARIPO特許、ARIPO実用新案又はARIPO意匠は、付与の対象であるか、登録の対象である個々の締約国において、その個々の事情に応じて、同国において付与される国内特許、又は登録される国内実用新案及び意匠の効力を有し、かつ、同一条件の適用を受けるものとする。

第1条の2 1又は2以上の締約国の指定を含む出願

1又は2以上の締約国に関して、ARIPO特許の付与、又はARIPO実用新案若しくはARIPO意匠の登録を申請することができる。

第2条 出願の提出及び送付

- (1) 事務局による特許の付与又は実用新案及び意匠の登録は、締約国の法が容認するところで、出願人の権限を有する代理人、又は当該出願人が、当該事務局、又は、締約国の産業財産権庁に提出するものとする。
- (2) 締約国の産業財産権庁に提出された出願は、本条(1)の規定に基づき事務局に同日に提出されたと同じ効力をもつものとする。
- (3) 本条(1)及び(2)の規定は、いずれの締約国においても、以下の様な法規定の適用を妨げるものではないものとする。
 - (a) 発明の要旨の性格上、当該国の管轄当局の事前の認可なく海外に伝えることができないような発明を所管し、又は、
 - (b) 各出願が、締約国の産業財産権庁にまず最初に出願されること又は事前認可を前提に別の当局に直接出願することすること
- (4) 出願人の代理人は、いずれかの締約国の産業財産権庁に対し出願人を代表する権利を有する法定代理人、代理人、又は、弁護士とする。
 - (a) 出願は、当該事務局に直接提出するが出願人の通常の住居又は主たる事業所が当該事務局の受入国に所在していない場合、又は、
 - (b) 締約国に住居又は主たる事業所を有しない出願人が、締約国の産業財産権庁に出願を提出する場合は、出願人は代理人を立てるものとする。
- (5) 締約国の産業財産権庁に対して出願が行われる場合、当該事務局は、出願を受領後、一ヶ月以内に係る出願を事務局に送付するものとする。
- (6) ARIPO特許を求める、又はARIPO実用新案若しくはARIPO意匠の登録を求める出願は、如何なる言語によっても提出することができるが、規則5(2)による出願日から2月内に英語に翻訳されなければならない。
- (7) 全ての人又はその権利承継人であって、正式に出願をし、その出願先が
 - (a) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国であるか、又は
 - (b) 世界貿易機関の加盟国であって、

その目的が特許を求めるか、又は、実用新案若しくは意匠の登録を求めるものであるときは、ARIPO特許又はARIPO実用新案若しくはARIPO意匠のために、それと同一の発明又は意匠に関して、最初の出願の日から12月(特許及び実用新案)及び6月の期間、優先権を享受するものとする。

(8) 優先権：

(a) 出願であつて、出願時に正当であつた国内法に基づいて、又は、本議定書を含む2国間若しくは多国間の協定に基づいてされ、正規の国内出願に相当するものは全て、優先権を生じさせるものと認められる。

(b) 先の出願に係る優先権の利益を得ようとする出願人は、優先権申立書及び施行規則によって要求されるそれ以外の書類を提出しなければならない。

(c) 複合優先権は、その優先権が異なる国において生じる場合であっても、ARIPO特許出願又はARIPO実用新案出願又はARIPO意匠出願に関して主張することができる。該当する場合には、1のクレームに関して複合優先権を主張することができる。複合優先権が主張される場合には、優先日から開始される期間は最先の優先日から開始されるものとする。

第2条の2 ARIPO特許出願

(1) ARIPO特許出願についての要件は、下記の通りとする。

(a) 1の発明のみ、又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している1群の発明に関するものであること

(b) その発明を、その技術における熟練者が実行することができるように十分に明瞭かつ完全な形で開示していること

(2) クレームは、求める保護の対象とする事項を明確にしていること。そのクレームは、明瞭かつ完全であり、また、明細書によって支持されていること

(3) 要約書は、技術的情報源としての使用目的でのみ役立つものとし、また、求める保護の範囲を解釈する目的では使用することができない。

第3条 特許

(1)

(a) ARIPO 特許出願は、

(i) 出願人を特定し、

(ii) 規定のとおり、発明の明細、一つ又は二つ以上の請求の範囲、図面、配列表及び必要であれば要約が含まれており、

(iii) 認可を要求する特許の締約国を指定し、

(iv) 指定手数料支払いの対象となるものとする。

(b) 特許出願が、生体物質に関連し、発明の実施を要求する発明として記載され、又はクレームされている場合、出願日に一般に入手できず、それが、出願の明細書に基づいて生産又は入手できないような生体物質の利用発明として記載され、又はクレームされている場合、当該生体物質は、出願の受理前に当該規則に定められる方法で処理されるものとする。

(2) (a) 事務局は、**施行規則及び実施細則において定められている**、出願の形式的及び**物理的要件**が満たされているか否かを審査し、充たされている場合には、その出願に適切な出願日を認定するものとする。

(b) 事務局が、出願が**形式的及び/又は物理的要件**を満たしていないと認定した場合には、事務局は出

願人にその旨を通知し、所定の期間内に、その要件を満たすよう求める。出願人が前記期間内に要件を満たさなかった場合には、事務局はその出願を拒絶する。

(c) 事務局は、各指定国に、所定の形式要件を満たす特許出願が提出されたという事実を通知するものとする。

(3) 事務局は、係る特許出願の実体審査を実施又は調整するものとする。

もし、事務局が、係る出願に請求されている発明が(10)に言及されている特許性要件を満たしていないと判断した場合、事務局は出願を拒絶するものとする。

(4) 以下の様な場合、

(a) 当該条項(2)(b)又は(3)

(b) 事務局が拒絶するいずれの出願も、所定の期間内であれば、出願人は、事務局に対し当該事項の再検討を、請求することができる。

(5) 事務局が係る出願を再審査後、事務局が依然として当該出願は拒絶されるべきと考える場合、出願人は、係る事務局の決定について、当該議定書4の2にある条件に定められているとおり、審判部に不服を申し立てることができる。

(6) 事務局により特許が付与された場合、(7)に言及の通り通知日より6ヶ月の期限満了以前であれば、指定国は、特許は以下の様な理由により係る領域で当該特許が効力を有しないものである旨を書面により事務局に通報することができる。

(i) 当該発明は、当該議定書の規定により特許化されない、又は、

(ii) 発明の性格上、特許は、当該国の国内法に基づき登録、又は、付与できず、又は効力を有しないものであるため。

(b) 事務局が特許を付与する旨の決定をした場合には、事務局は出願人及び個々の指定国に通告するものとする。当該通告には、調査及び審査報告書の書面が添付されなければならない。指定国は、通告に対して6月の応答期間を持つものとする。

(7) 上記6ヶ月の期限満了後は、事務局が、付与した特許は(6)でいう通報を行わなかった指定国においては効力を有するものとする。事務局は付与された特許を公開するものとする。

(8) 再審査の請求をしたにもかかわらず、当該事務局が(4)に基づき出願を拒絶する場合、出願人は、当該拒絶に関する通知を受けてから3ヵ月以内であれば、当該出願をいずれかの指定国の国内法に従って行われた出願として取扱うよう請求することができる。

(9) 特許付与又は拒絶の前であれば、いつの段階でも、特許出願人は、指定料金を払い込み次第、当該出願を実用新案に変更でき、当該出願日が最初の出願の出願日と認定されるものとする。出願は、本項に基づき、2回以上の変更はできない。

(10)(a) 特許は全ての技術分野における発明に対して付与されるものとするが、ただし、その発明が新規性を有し、進歩性を有し、かつ産業上利用可能であることを条件とする。

(b) 発明が先行技術によって予期されない場合には、その発明は新規性を有していると考えられる。

(c) 書面による開示(図面及びそれ以外の図解を含む)という手段、口頭の開示又は使用若しくは展示によって、世界の如何なる場所に置いてであれ、公衆の利用に供されている全てのものは、先行技術と考えられるものとする。ただし、当該公開がその出願の出願日前、又は、優先権が主張されている場合には、それに関して主張される優先日前に生じていたことを条件とし、さらにまた、公の、又は公式に承認された博覧会におけるその発明の開示は、それが出願日、又は、優先権が主張される場合には、それに関して主張される優先日より前の6月以内に生じていた場合には、考慮されないものとする。

(d) 公の、又は公式に承認された博覧会とは、議定書参加国によって承認された博覧会又は国際博覧会に関する条約における意味での博覧会のことである。

(e) 発明が、先行技術を考慮したとき、その技術の熟練者にとって自明でない場合には、その発明は進歩性を有すると考えられるものとする。

(f) 発明が、農業を含む何れかの産業において、製造又は使用することができる場合には、その発明は産業上利用可能であると考えられるものとする。

(g) ARIPO 特許出願の出願人は、少なくとも1回、自発的に明細書、クレーム及び図面を補正する機会を許可されるものとする。ARIPO 特許出願又は ARIPO 特許は、原出願の内容を超える主題を含むような形で補正することは許可されない。

(h) 特に、下記の事項は、(10) (a) の意味での発明とはみなされないものとする。

(i) 発見、科学の理論及び数学の方法

(ii) 審美的創作物

(iii) 精神的活動をする、遊戯をする、又は事業を行うための方式、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(iv) 情報の提示

(i) 上記(h)は、そこに述べている主題又は活動の特許性を、特許出願が当該主題又は活動自体を対象としている場合に限り、排除するものとする。

(j) 下記事項に関しては、特許は付与されないものとする。

(i) その商業的実施が公序良俗に反することになる発明；当該実施は、締約国の一部又は全部において法律又は規則によって禁止されているという理由だけでは、そのように反しているとはみなさないものとする。

(ii) 植物若しくは動物の種類名、又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的方法；この規定は、微生物学的方法若しくはその方法による生産物には適用しない。

(iii) 人体又は動物体に施す手術、治療および診断の方法による、人体又は動物体の処置方法；この規定は、上記の何れかの方法に使用するための生産物、特に、物質又は複合物には適用しない。

(11) 出願1年後ごとに、事務局は所定の年間維持手数料を徴収するが、その一部は関係指定国間に分配されるものとする。出願又は登録の維持に関して、手数料額は締約国の数によるものとする。事務局が付与する特許は、それが維持されている限り、各指定国内で登録、付与された特許と同じ効力、あるいは、その他、適用される国内法の下、同じ効力を有する。特許の存続期間は出願日から20年とする。

(12) 事務局が付与した特許は、各指定国において、強制実施権、公益に関わる特許発明の権利の喪失又は利用に関する国内適用法の規定に従うものとする。

(13) ARIPO 特許出願の譲渡は、書面によってなされるべきものとし、かつまた、協定当事者の署名を必要とする。

(14) (a) 2以上の者が、相互に独立して同一の発明をした場合には、それに関する ARIPO 特許の権利は、その特許出願が最先の出願日を有する者に帰属するものとするが、ただし、最初の出願が公告されていることを条件とする。

(b) ARIPO 特許はその所有者に対し、ARIPO 公報にその付与の記事が記載された日から、その付与の対象である個々の締約国において、その国で付与された国内特許によって与えられるものと同じ権利を付与するものとする。

(c) ARIPO 特許出願は、その公告の日から暫定的に、出願において指定されている締約国において、第

3 条(14) (b)に定められている保護を与えるものとする。何れの締約国も、第 3 条(14) (b)に記載されている保護を与えない旨を規定することができる。

(d) ARIPO 特許の侵害は、締約国の国内法によって処理されるものとする。

(15) (a) ARIPO 分割出願は、規則 18 の 2 に従って ARIPO 事務局に直接にしなければならない。その出願は、先の出願の範囲を超えない主題のみに関して行うことができる。この要件が満たされている場合には、分割出願は、先の出願の出願日にされたものとみなされるものとし、かつ、同一の優先権を享受するものとする。

(b) ARIPO 分割出願の出願時に先の出願において指定されている全ての締約国は、分割出願において指定されているとみなされるものとする。

(16) ARIPO 特許又は ARIPO 特許出願によって与えられる保護の範囲は、クレームの用語によって決定されるものとする。上記に拘わらず、明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用されるものとする。

(17) 実施細則は、下記事項について規定するものとする。

(i) ARIPO 事務局に対する手続において遵守されるべき期間であるが、この議定書に定められていないもの

(ii) 期間計算の方法及び期間延長のための条件

(iii) ARIPO 事務局によって決定されるべき期間の最長及び最短

第 3 条の 2 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願

(1) 本条において

「選択官庁」とは、締約国の工業所有権官庁又はその工業所有権官庁のために手続をする、ARIPO 事務局を含む、他の官庁又は機関であって、特許協力条約第 II 章に基づき、出願人によって選択されたものを意味する。

「国際予備審査」とは、特許協力条約において展開されている意味によるものと理解されるものとする。

(2) 特許協力条約にも拘束される締約国内における国際出願で、本議定書の既定の下、特許取得のために指定されたものは、本議定書に基づき特許付与のための出願とみなされる。特許協力条約の規定は、本議定書の規定及び、本議定書の規則に加えてこのような国際出願にも適用されるものとする。抵触のある場合は、特許協力条約の規定が適用されるものとする。

(3) ARIPO 事務局は、特許協力条約にも拘束される締約国を国籍とするか、居所を有する出願人が申請した国際出願に関して、特許協力条約第 2 条(xv)の下、受理官庁としての役割を果たすことができる。

(4) ARIPO 事務局は、本条(2)に言及される国際出願に関して、特許協力条約第 2 条(xiii)の下、指定官庁としての役割を果たすものとする。

(5) ARIPO 事務局は本条(2)に言及される国際出願に関して、特許協力条約第 31 条(4)の下、国際予備審査の為に締約国が選定される場合は、特許協力条約第 2 条(xiv)の下、選択官庁としての役割を果たすものとする。

(6) 本条(2)に言及されている国際出願に関して、本条各項の一般性を制限することなく、

(i) 2 条及び 3 条(2)は適用されない。

(ii) 3 条(11)の下、支払期限の定められるどの年間維持手数料も、特許協力条約の 22 条又は 39 条

(1) (a)の下での適切な支払期日まで支払う必要はない。

第3条の3 実用新案

(1) 本条において、「実用新案」とは、何らかの利益、又は新規の効果に寄与する、又は、時間、エネルギー、労働力を節減する、又は、係る対象物が、より良い又は異なる機能、用途、加工又は製造技術を、あるいは、有用性、環境上の利点を提供できる限りにおいて、日用品としての電化製品、加工工具及び道具、電気及び電子回路、道具、手工芸品、装置、又はその他の物品、もしくはその一部の構成要素に関する形状、構造、又は配置を意味し、かつ、微生物、又はその他自己複製可能な材料、遺伝資源を使用する製品、新規の効力をもたらす薬草及び栄養製剤が含まれる。

(2) 実用新案は、それが新規で産業上利用可能であれば、当該議定書に基づき保護されるものとする。

(3) 実用新案の登録出願は、

(i) 出願人を特定し、

(ii) 規定の通り、実用新案の明細、一つ又は二つ以上の請求の範囲、図面又は模型、及び、要約を含むものとし、

(iii) 実用新案の登録を求める締約国を指名し、

(iv) 指定手数料支払の対象となるものとする。

(4) (a) 事務局は、出願の形式要件が条件を満たしているかを審査し、そして、当該出願に適切な出願日を与えるものとする。

(b) もし、事務局が、当該出願が形式要件を満たしていないと判断した場合は、その旨を出願人に通知し、所定期間内に係る要件を満たすよう要請するものとする。もし、出願人が所定期間内に係る要件を満たさない場合、事務局は、出願を拒絶するものとする。

(c) 事務局は、各指定国に、所定の形式要件を満たす実用新案登録が提出されたという事実を通知するものとする。

(5) 事務局は係る実用新案出願の実体審査を実施又は調整するものとする。

もし、事務局が、当該出願が本条(2)に言及されている実用新案の要件を満たしていないと判断した場合、事務局は出願を拒絶するものとする。

(6) 以下の様な場合、

(a) 本条4(b) 又は (5)の下

(b) ARIPOの枠組み内でのその他のいずれかの議定書において、事務局が拒絶するいずれの出願も、所定期間内であれば、出願人は、事務局に対しその再検討を、請求することができる。

(7) もし、事務局が当該出願の再検討後も依然として当該出願は拒絶されるべきと考える場合、出願人は、事務局の決定について、審判部に不服を申し立てることができる。

(8) 指定国は、例え当該事務局により実用新案が登録されても、登録は以下の様な理由により係る領域で効力を有しないものである旨を本条4(c)に言及の通り通知日より6ヶ月の期限満了前に、書面により事務局に通報することができる。

(i) 当該実用新案は、当該議定書の規定により登録できない、又は、

(ii) 当該実用新案の性格上、実用新案は、当該国の国内法に基づき、登録できず、又は効力を有さないものであるため。

(9) もし、事務局が、本条(7)に基づき再考の請求(再検討の要請)をしたにもかかわらず出願を拒絶する場合、出願人は、拒絶に関する通知を受けてから3ヶ月以内であれば、当該出願をいずれかの指定国の国内法に従って行われた出願として取扱われるよう旨を請求することができる。

(10) 出願日から1年が経過するごとに、事務局は所定の年間維持手数料を徴収するものとし、その一部は、規則に定められている通りに、関係指定国間に配分されるものとする。手数料金額は、出願又

は登録が維持される国の数によって定められるものとし、それが維持される場合には、事務局によって登録された実用新案は、登録された、又は、それ以外の、適用される国内法に基づく効力を有する実用新案と同一の効力を有するものとする。実用新案の存続期間は出願日から10年とする。

(11) 実用新案の出願の拒絶又は登録以前であればいつでも、実用新案の出願人は、所定手数料を払い込み次第、当該出願を特許出願に変更することができ、当該出願日が最初の出願の出願日と認定されるものとする。

(12) 事務局が登録した実用新案は、各指定国において、強制実施権、公益に関わる実用新案の喪失又は利用に関する国内適用法の規定に従うものとする。

第4条 意匠

(1) 意匠登録のための出願は、

(i) 出願人を特定し、

(ii) 意匠に係わる物品を示し、

(iii) 実用新案の登録を求める締約国を指定し、

(iv) 所定手数料の支払いの対象となるものとする。

(2) (a) 事務局は、出願が、出願の形式要件を満たしているか審査し、そして、当該出願に適切な出願日を与えるものとする。

(b) もし、事務局が、出願が形式要件を満たしていないと判断した場合は、事務局は、その旨を出願人に通知し、所定期間内に係る要件を満たすよう要請するものとする。もし、出願人が上述の所定期間内に係る要件を満たさない場合、事務局は、出願を拒絶するものとする。

(c) 事務局は、各指定国に、所定の形式要件を満たす意匠登録のための出願がなされたという事実を通知するものとする。

(3) 指定国は、例えば事務局により意匠が登録されても、登録は以下の様な理由により係る領域で効力を有しないものである旨を本条(2)(c)に言及の通り通知日より6ヶ月の期限満了前に、書面により事務局に通報することができる。

(i) 当該意匠が新規でない、

(ii) 当該意匠の性格上、意匠は、当該国の国内法に基づき、登録できず、又は、登録は効力を有さないものであるため。

(iii) テキスタイルデザインの場合で、特別登録の対象となるため。

(4) 上記6ヶ月の期限満了後、事務局は、意匠登録を有効なものとし、本条(3)に言及されている通報をしなかった係る指定国において効力を有するものとする。事務局は当該登録を公開するものとする。

(5) もし、事務局が当該出願を拒絶する場合、出願人は、当該拒絶に関する通知を受け取ってから3ヶ月以内であれば、当該出願をいずれの指定国の国内法に従って行われた出願として取扱われるべき旨を請求することができる。

(6) 出願申請1年後に、ARIPO事務局は所定の年間維持手数料を徴収するが、その一部は、規則に定められているように、関係指定国間で分配されるものとする。出願又は登録の維持に関して、手数料額は締約国の数によるものとする。それが維持されているという条件の下、事務局が効力を与えた意匠の登録は、各指定国内で登録されたものと同じ効力、あるいは、その他、適用される国内法の下、同じ効力を有する。そのような登録の存続期間は出願日から10年とする。

(7) 事務局が登録した意匠は、各指定国において、強制実施権又公益に関わる登録意匠の利用に関する国内適用法の規定に従うものとする。

第4条の2 審判部

- (1) 本議定書により審判部を設定する。
- (2) 審判部は知的財産に関する事柄に熟達した5名で、そのうち2名は審査官から成る。
- (3) 審判部のどの会期でも少なくとも一人の審査官が出席するものとする。
- (4) 審判部のメンバーは、ARIPO 管理委員会によって、
 - (a) 2年任期、さらに一度の2年更新可能とし
 - (b) ARIPO の加盟国から、そして、
 - (c) その他の条件については、当該管理委員会の決定に基づいて、任命される。
- (5) 審判部の機能は、
 - (a) 本議定書の第3条(5)に関して、出願人の申請する何らかの不服申し立てに対する検討及び決定をし
 - (b) 本議定書の規定の実施に関して、事務局が行う最終的管理決定を見直し
 - (c) 審判部の権限の実施に関する又は付随する事柄についても決定を行う。
- (6) 審判部の定足数は、3名とする。
- (7) 審判部の決定を最終とする。
- (8) 審判部は、自ら手続き規則を作成及び採用する権限を有するものとする。

第5条 規則

- (1) ARIPO 管理委員会は本議定書実施のための規則を作成するものとし、必要に応じて改正することができる。
- (2) 規則は特に以下に関するものとする。
 - (i) 本議定書及び関連国際条約の当該規定の実施に必要な管理要件、手続きに関する事柄、又は詳細
 - (ii) 事務局に支払う手数料及び当該締約国間で分配される一部の手数料の詳細

第5条の2 権利の回復

- (1) ARIPO 特許、実用新案又は意匠の出願人又は所有者であって、該当する事情によって要求される全ての十分な注意を払ったにも拘らず、期間を遵守することができなかった者は、請求することによってその権利を回復させるものとするが、ただし、その期間の不遵守がその直接的結果として、ARIPO 出願若しくは申請の拒絶、出願が取り下げられた旨のみなし、又はその他の権利若しくは矯正手段の喪失を生じることを条件とする。
- (2) ARIPO は、(1)の条件及び施行規則に定められている他の要件が満たされている場合には、その申請を承認するものとする。そうでない場合には、その申請を拒絶するものとする。
- (3) 申請が承認された場合には、期間不遵守による法律的帰結は、生じていなかったものとみなす。
- (4) 申請が承認されたときまでは、権利は回復されていないものとみなす。施行規則は他の期間に関する権利回復を除外することができる。
- (5) 何れかの者が、指定締約国において、公告されたARIPO 特許、実用新案若しくは意匠の出願の主題である発明若しくは意匠、又はARIPO 特許、実用新案若しくは意匠を、(1)にいう権利の喪失からARIPO 公報におけるそれらの権利の回復に係る記事の掲載までの期間に、善意で使用した、又は使用するための有効かつ真剣な準備をした者は、その使用を業として、又は同人の必要のために、対価を支払うことなく、継続することができる。
- (6) 本条の規定は締約国に対し、この議定書に定められており、同国の当局に対して遵守されるべき

期間に関し、権利の回復を承認する権利を制限するものではない

第5条の3 限定の請求（付与後の訂正）

- (1) 所有者からの申請があった場合には、ARIPO 特許又は実用新案は、訂正によって限定することができる。申請は事務局に対し、施行規則に従って行わなければならない。限定手数料が納付されるまでは、限定申請がされたものとはみなされないものとする。
- (2) クレームの訂正は、訂正前のクレームの範囲内になければならない。

第6条 発効及び最終規定

- (1) (a) ARIPO の加盟国、又は、アフリカ広域知的財産機関の創設に関する合意書第 IV 条(1)により加盟が開放されている ARIPO の加盟国は、以下に従い、本議定書の当事国となることができる。
 - (i) 署名後、批准書の寄託、又は
 - (ii) 加盟書の寄託
- (b) 批准書又は加盟書はジンバブエ共和国に寄託されるものとする。
- (c) 議定書は、3カ国が批准書又は加盟書を寄託してから3ヵ月後発効するものとする。
- (d) 本条(1)(c)に基づき当該議定書が発効した時点で、当該議定書の当事国でないどの国も、当該国が批准書又は加盟書を寄託してから3ヵ月後、当該議定書の拘束をうけるものとする。
- (2) (a) 本議定書の批准、又は、加盟は、アフリカ広域知的財産機関創設に関する合意書の受諾を必要とする。
- (b) 本項(a)に言及される当該合意の加盟国でない国による本議定書に対する批准書又は加盟書の寄託は、当該国が本議定書に対する批准書又は加盟書を寄託した日、上記の合意加盟国となり発効するものとする。
- (3) (a) いずれの締約国も、ジンバブエ共和国政府宛に通知することにより本議定書を破棄することができる。
- (b) 廃棄の効果は、上記通知をジンバブエ共和国政府が受領してから6ヵ月後に発生するものとする。当該6ヵ月の期間満了前に事務局に申請されたいかなる特許出願、又は、意匠登録のための出願、あるいは、付与されたいかなる特許、又は、意匠登録にも影響を与えないものとする。
- (4) (a) 本議定書は本書一通について署名をし、ジンバブエ共和国政府に寄託するものとする。
- (b) ジンバブエ共和国政府は、本議定書の認証謄本を、当該締約国、その他アフリカ広域知的財産機関の加盟国、及び、アフリカ広域知的財産機関創設に関する合意書第 IV 条(1)、世界知的所有権機関、及び、国連アフリカ経済委員会に基づき加盟が開放されている国々に送付するものとする。
- (c) 本議定書は、何れかの締約国からの要請によって、又はARIPO 管理委員会の開催中に事務局長によって修正することができる。
- (d) 本議定書の規定の修正の採択は、締約国総数3分の2の投票を必要とする。